

# 船舶事故調査報告書

令和元年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年5月5日 15時25分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市馬入橋の上流（相模川） 萩園三等三角点から真方位243°1,120m付近 （概位 北緯35°20.3′ 東経139°22.2′）
事故の概要	水上オートバイKOTOは、馬入橋の上流を遊走中、船長が落水時に負傷した。
事故調査の経過	令和元年5月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KOTO、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-47543 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型（1海里限定）・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊走中、船長が、約15km/hの対地速力で右に急旋回したところ、身体を支えることができなくなり、左舷側に落水した。 船長は、落水時に左舷舷縁に左脚の脛が当たり、左脚に痛みを感じたので、友人に119番通報を行うよう要請し、救急車により病院に搬送され、左脚脛骨骨折と診断された。 船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、遊走中、船長が、右に急旋回したことから、身体を支えることができなくなり、左舷側に落水する際、左舷舷縁に左脚の脛が当たり、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、遊走中、船長が、右に急旋回したため、身体を支えることができなくなり、左舷側に落水する際、左舷舷縁に左脚の脛が当たったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイで遊走中、急旋回する際、速度を適切に調整するとともに、乗船者が振り落とされないように内傾させること。